

ウェブサイトのリンク設定に関する規定

(目的)

第1条

この規定は、一般社団法人日本いのちの電話連盟（以下「法人」という。）のウェブサイトのリンク設定に関する基準等を定めることを目的とする。

（リンク設定先のウェブサイトに関する基準）

第2条

法人のウェブサイトにリンク設定を行うウェブサイト、または法人のウェブサイトからリンク設定を行うウェブサイトは、次の各号のいずれかに該当しないものでなければならない。

- (1) もっぱら営利活動、政治活動または宗教活動を目的とするもの
 - (2) 掲載内容が各種法令に違反したり、公序良俗に反するもの
 - (3) 法人の社会的信用を損ない、または法人に経済的損失を生じさせるおそれのあるもの
 - (4) 「一般社団法人日本いのちの電話連盟の基本活動方針」その他法人の定款等の規定に反するもの
 - (5) その他、法人が不相当と認めるもの
- （法人のウェブサイトへのリンク設定）

第3条

法人のウェブサイトへのリンク設定を希望する者は、法人に対し、次の各号に従い、リンク設定の許可を求めることができる。なお、許可申請は、郵送、ファクス、又は e-mail によるものとする。

- (1) リンク設定を希望する者の名称及び住所その他の連絡先を明らかにすること
- (2) 法人のウェブサイトにリンク設定を行うウェブサイト（以下「当該ウェブサイト」という。）の掲載内容を提示すること。なお、掲載内容の提示に代えて当該ウェブサイトの URL を提示することでも足りる。また、許可申請時に当該ウェブサイトが開設前である場合、内容がわかる資料を交付するものとする。
- (3) 当該ウェブサイトの管理者の連絡先（e-mail アドレス、電話、又はファクス）を明らかにすること
- (4) 当該ウェブサイトが、第2条の(1)ないし(4)に該当しないものであることを確約すること

(5) 法人が当該ウェブサイトが第2条各号に該当すると判断したときには、法人のウェブサイトへのリンク設定を速やかに解除することを約束すること

2 前項の許可申請がなされた場合、法人は速やかにその可否を判断して、許可申請をした者に通知する。

3 法人は、前項の許可をする場合、リンク設定の方法等について条件を付することができる。

(法人のウェブサイトからのリンク設定)

第4条

法人は、特に必要がある場合には、法人のウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク設定の許可をそのウェブサイトの管理者に申し入れることができる。

附則

この規則は、平成27年9月25日から施行する。